

北海道教育大学函館校校内学生団体「写真部」規約

制定：令和3年4月1日

更新：令和3年4月1日

第1章 総則

第1条 本団体は「北海道教育大学函館校写真部」と称する。ただし、特段の問題がない場合は「写真部」と称することもできる。

第2条 本団体は、写真撮影とそれに係る一連の活動を通じて構成員相互の親睦を深め、あわせて構成員の学生生活の充実を図ることを目的とする。

第3条 本団体は、前の目的を達成するために、下記の活動を行うこととする。

(ア) 写真撮影

(イ) その他の活動（但し、別途定める代表がそれを認める場合のみ）

第2章 構成員

第4条 本団体は、北海道教育大学函館校（以下、「本学」とする）に所属する学生、もしくは在籍したことのある者によって構成する。

第5条 本団体に加入を希望するものは、代表に加入の申請を行い、それを代表が認めなければならない。

第6条 本団体を自らの意思により退団しようとするものは、代表に退団の申請をし、任意に退団することができる。

第7条 構成員が以下の各号のいずれかに該当する行為を行ったとされる場合は、代表の判断により、構成員としての資格を失う。

(ア) 公序良俗に反する行為、並びに本団体の秩序を乱す行為

(イ) 本規約に反する行為

第8条 構成員が卒業した場合など、本学を離籍する場合は基本的に本団体における構成員としての資格を失う。ただし、代表が認める場合はその限りではない。

第3章 役員

第9条 本団体に、以下の役員を置くこととする。

(ア) 代表…1名

(イ) 副代表…1名

(ウ) 会計…1名

(エ) 会計監査…1名

第10条 役員の任期は、原則として4月1日から翌年3月31日までの一年間とし、再任されることができる。

第11条 任期を満了したものは、再任する場合を除き、自動的に退任することとし、一切の効力を失う。

第12条 役員は、その職を自らの意思で辞する場合、若しくは任期を満了して退任する場合、前もって後任を選任しておかなければならず、代表がそれを認めるものでなければならない。

第13条 役員の職務は次の通り定める

- (ア) 代表は、本団体の業務を総理し、この団体を代表する。
- (イ) 副代表は、代表の補佐を行い、代表に事故があるとき、または欠けたとき、もしくは代表が職務不能となった場合、その職務の代行を行う。
- (ウ) 会計は、本団体の企画運営における金銭管理を行う。
- (エ) 会計監査は、本団体の会計の状況に関する監査を行う。

第14条 代表と副代表、会計と会計監査は兼任してはいけない。それ以外はその限りではない。

第15条 本団体に顧問を置き、本学に委嘱することとする。

第4章 会計

第16条 本団体の経費は、会費及び大学からの経費補助をもってあてることとする。

第17条 構成員は、別に定める会費を支払わなければならない。

第18条 本団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わることとする。また、会計年度毎に、会計監査を経て構成員に報告しなければならない。

第19条 前条に関して、会計処理が伴わない年は、その限りではない。

第5章 その他

第20条 本団体の規約の改正は、全構成員の3分の2以上によってなされた規約改正の発議を受けて開かれる「北海道教育大学函館校写真部の規約改正に係る議会」の中で、十分に審議を重ねたうえ、別日に執り行う「北海道教育大学函館校写真部の規約改正に係る投票」における有効投票の内、過半数以上の賛成をもって承認される。

第21条 前条に記載のある投票は、構成員のみが参加できる。

第22条 本規約に記載のある事項のほか、新たに条項の追加を行う場合は、代表の判断の下にそれを行うことができる。

第23条 前条は、すでに記載のある事項の内容の改変は一切できない。

第24条 第24条以外の方法による規約改正の一切は認めない。

第25条 この規約に定めるほか、本団体の運営に関して必要な事項は、代表が適宜定めるものとする。

第26条 本団体の活動の様子は適宜、HP やその他の手段で広く公表するものとする。

第27条 上記に際して、個人を特定できる、もしくはし得る写真やその他いかなる形の広報活動の一環としてのメディアの公表に際して、構成員は了承したものとす

附則

この規則は、令和3年4月1日より施行する。